## 日本アプライド・セラピューティクス学会定款施行細則

## 第1章 会員

## 第1条

会員はそれぞれ次の年会費を前納しなければならない。

- 1)正会員 年額 8,000円
- 2) 学生会員 年額 3,000円
- 4) 賛助会員 年1口以上(1口 50,000円)
- 5)名誉会員 会費納入を要しない

但し、入会年度時は、正会員4000円、学生会員1000円とする。学生会員は入会次年度から正会員扱いとする。但し、学生証のコピー提示の場合は学生会員として継続する。

第2条 正会員は、本会の事業に優先的に参加することができる。

(委員会および役員の分担)

第3条 本会に下記の委員会をおく。

- 1)総務委員会
- 2) 財務委員会
- 3) 企画·運営委員会
- 4)会員管理委員会
- 5) 出版委員会
- 6)編集委員会
- 7) 広報委員会
- 2. 委員会には担当理事をおき担当事項を遂行する。

第4条 総務担当理事は総務委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 事業計画および事業報告のとりまとめに関すること
- 2)諸規則の制定改廃に関すること
- 3)各種の行事に関すること
- 4) その他総務関係業務に関すること

第5条 財務担当理事は財務委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 収支予算および収支決算に関すること
- 2) 財産目録ならびに賃借対照表に関すること
- 3)資産の管理運用に関すること
- 4) その他会計関係業務に関すること

第6条 企画・運営担当理事は企画・運営委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1)年会、研修会などの企画運営に関すること
- 2) その他学術的事業の企画運営に関すること

第7条 会員管理担当理事は会員管理委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1)会員管理および会員拡充に関すること
- 2)会員名簿の編集発行に関すること
- 3) その他会員管理に関すること

第8条 出版担当理事は出版委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1)会報の編集発行に関すること
- 2) その他学術的出版物の編集発行に関すること

第9条 編集担当理事は編集委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1)会誌アプライド・セラピューティクスの編集発行に関すること
- 2)会員投稿の査読に関すること
- 3) その他会誌の編集に関すること

第10条 広報担当理事は広報委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1)事業内容等の広報に関すること
- 2) 内外の関連機関との交流等に関すること
- 3) その他広報に関すること

2009 年 4月 25日 制 定 2013 年 7月 28日 改 訂 2019 年 6月 1日 改 訂